

23 根室市をとりまく水産のあゆみ

年	月	主 要 事 項
昭和 20	8	・第2次世界大戦終了。
	9	・国後、択捉、歯舞、色丹の北方四島がソ連に占領される。
	10	・GHQ(連合軍総司令部)、瑤瑤水道にマッカーサーラインを設定。
21	4	・第2 暁丸(16トン)多楽島付近でソ連にだ捕される。(だ捕第1号)
24	8	・水協法に基づき、根室・歯舞・落石・根室湾中部の各漁業協同組合設立。
27	4	・GHQ、マッカーサーライン撤廃、北洋漁業再開する。
	5	・サンフランシスコ平和条約発効、日本独立。
28	4	・日米加漁業条約調印。(日本、西経175° 以東の北太平洋のサケ・マス漁を自発的抑止)
29	5	・北洋サケ・マス流し網漁業許可。
29	5	・根室地方に暴風雨、漁船乗組員191人遭難死亡。(5/10の大災害)
30	4	・サケ・マス流し網操業区域を北緯48° まで拡張。
31	2	・ソ連、ブルガーニンライン設定、北洋サケ・マス漁業規制される。
	5	・日ソ漁業条約調印、サケ・マス漁業交渉始まる。
	12	・日ソ共同宣言発効、日ソ国交回復。
35	5	・48° 以南サケ・マス漁業危機突破全国大会開く。
36	5	・日ソ漁業交渉、48° 以南禁漁区について合意、サケ・マス漁獲量6万5,000トンで妥結。
38	6	・日ソ民間貝殻島コンブ協定調印。
41	6	・イシコフ ソ連漁業大臣来日、根室を訪れる。
43	4	・根室市外来漁船誘致促進会発足。
	6	・ソ連「大陸棚に関する最高会議幹部会令」発布。
47	4	・根室市漁獲物陸揚条例制定。
48	6	・根室半島沖地震、花咲港津波に襲われる。(震度5、マグニチュード7.4)
	10	・田中首相訪ソ、日ソ共同声明発表、北方領土問題継続交渉となる。
50	1	・根室市国連海洋法対策協議会発足。
	4	・西カムチャッカ、タラバガニ全面禁漁となる。
52	3	・米ソ両国、200海里漁業専管水域実施。
	4	・200海里危機突破対策決起集会。
	5	・日本、12海里領海及び200海里漁業専管水域実施。
	8	・日ソ漁業暫定協定調印、ソ連200海里内での操業を取り決める。
	12	・この年、日ソコンブ交渉行われず、以後4年間貝殻島コンブ漁不可能となる。
53	4	・日ソ漁業協力協定調印。日ソ漁業条約失効。
	12	・根室市水産加工技術研修センター完成。
54	10	・日ソ共同漁業始まる。
56	1	・ハナサキガニの3年間禁漁が決まる。
	8	・日ソ民間貝殻島コンブ採取協定が再び締結される。
	9	・貝殻島コンブ漁再開、330隻が出漁。
57	8	・「北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律」が公布。
	12	・第三国連海洋法会議、最終議定書署名。
58	2	・日本、国連海洋法条約に調印、119番目の署名国となる。
	3	・根室市水産特産品加工場完成。
59	2	・「ソ連邦経済水域に関するソ連邦最高幹部会令」発布。
	9	・3年間の禁漁の後、ハナサキガニ漁が解禁。
	12	・新沿岸漁業構造改善事業の地域指定を受ける。
60	1	・日ソ地先沖合漁業協定成立。
	4	・対ソ漁業危機突破緊急根室市民大会開く。
	5	・根室湾海域総合開発事業始まる。
		・北洋サケ・マス漁業危機突破緊急根室市民大会開く。
		・日ソ漁業協力協定調印。実態交渉が難航しサケ・マス出漁大幅に遅れる

年	月	主 要 事 項
昭和 61	4	・4 ヶ月間にわたる交渉の結果「日ソ漁業委員会交渉」が決着。これにより漁獲割当量は 150,000 トン(75% 減)、底刺網漁業の全面禁止、三角水域が閉鎖となる。
	5	・「根室市北洋漁業対策連絡協議会」発足(市内 33 団体)。
	6	・「太平洋小型サケ・マス漁業協会」において、以東船自主減船を決定。全体の 45%に当たる 123 隻が減船、うち市内は 41 隻が減船。
		・全面禁止となった中型底刺網漁船のうち 5 隻が試験操業のため、西カムチャツカの公海へ出漁。
	7	・北洋漁業の危機に対処するため、水産経済部内に「北洋漁業対策室」を設置。
	8	・「太平洋小型サケ・マス漁業協会」において、以西船 391 隻のうち 108 隻(28%)の自主減船を決定。うち市内は 24 隻が減船。
	8	・「全国鮭鱒流網漁業組合連合会」において、中型船 209 隻のうち 52 隻(25%)の自主減船を決定。うち市内は 14 隻が減船。
	9	・底刺網漁船の減船に伴う離職乗組員に対し、「国際協定の締結に伴う漁業離職者に関する臨時措置法」(略称:漁臨法)が適用。
	10	・減船救済対策費要求額 1,295 億 8,000 万円に対し、約 1/5 の 260 億 3,000 万円に決定。うち根室市に係る要求分 229 億 8,132 万円に対し概算で 40 億円。
	12	・「日ソ漁業委員会交渉」スピード決着。この結果、初めての有償枠 10 万トンが導入され、対日割当量は無償・有償あわせて前年の倍の 30 万トンとなる。入漁料は 12 億 9,000 万円。
62	6	・北洋漁業対策の一環として根室地区大規模漁場保全事業が実施される。総事業費 10 億円、うち今年度分 2 億円。
	10	・前年「日ソ漁業委員会交渉」でソ連より提案された、日ソはえなわ共同事業が、全ソ漁業船舶公団と旧ソはえなわ共同事業協会との間で、契約を締結。
	12	・貝殻島ウニ漁が開始される。漁獲割当量 260 トン、入漁料 5,700 万円。
63	6	・母船式サケ・マス漁業に対する、米国アラスカ原住民団体等が起こしたオットセイ混獲をめぐる訴訟の判決により、同漁業の米国 200 海里水域に対する出漁が不可能となる。
	7	・日ソサケ・マス合併事業の開始により、ソ連 200 海里水域内へサケ・マス漁業としては初めての出漁。漁獲割当量は 2,000 トン、入漁料 3 億 7,920 万円、中型・小型合わせて 32 隻が出漁(根室船籍は 11 隻)
	11	・花咲市場裏の駐車場舗装工事の完了により、水産物中核流通加工施設整備事業による全事業が終了。
平成 元	5	・かねてから地元漁協より要望のあったウニ種苗生産センターの事業主体に根室市が決定し、平成 2 年度の完成に向け基本設計に入る。
2	2	・北転船の再協議決裂、これにより今年度のソ連 200 海里への出漁は不可能となる。
		・北海道サケ・マス漁業関係自治体連絡協議会設立、北洋サケ・マス漁業の規制強化、沖獲り禁止問題に対し、道内関係自治体が連携を取りながら効果的な取り組みを目的とする。(会長・根室市長 大矢快治)
	3	・北洋サケ・マス漁業危機突破根室大会開催。主催・根室市北洋漁業対策連絡協議会、北海道サケ・マス漁業関係自治体連絡協議会。
	6	・根室市ウニ種苗生産センター着工、事業主体根室市。平成 3 年 4 月供用開始。
	12	・日ソ地先沖合漁業交渉妥結、三角水域での民間ベースでのカニ資源調査が認められる。
3	4	・根室市ウニ種苗生産センター開設
		・ソ連から戦後初の「活ガニ」直輸入始まる。ソ連船の根室市への入港 23 年ぶり。
	6	・近藤農林水産相、サケ・マス沖獲り禁止受け入れを正式表明。
		・根室湾沖造成漁場のホタテ初水揚げ、kg 当たり 435 円と予想を上回る高値をつける。
	8	・三角水域で日ソ共同カニ類資源調査開始。14 年ぶりに水揚げされたカニの総水揚げ 29 トン。
		・サンマの水揚げが始まり、特大サンマが 90%を占める。大量水揚げにより花咲市場自主的に荷受を制限。
	9	・セベロクリリスク市と根室市の友好・経済発展を目的に、サハリン合併会社「トロイカ」と北海道中型刺網はえなわ協会との間で北千島沖のマダラ漁獲で合意。(漁獲割当量 2,000 トン、協力金 7,200 万円、操業隻数 10 隻で 11 月から操業が開始された。)
4	12	・ソ連漁業省廃止、ソ連邦消滅。
		・第 46 回国連総会において全世界の大規模公海流し網漁業を平成 4 年をもって停止することを決議、多くのいか流し網漁船等、平成 5 年以降操業不可能。
	1	・ウニ種苗生産センター初の稚ウニ 500 万粒、出荷終了。
	4	・ロシアより活ウニの輸入始まる。
	5	・貝殻島コンブ・ウニ交渉妥結、採取量コンブ 1 億 2200 万円、ウニ 4300 万円。
	6	・公海沖獲り禁止後初のサケ・マス合併出漁、ロシア 200 海里内有償枠設定、花咲港には、中型 33 隻、小型 6 隻が水揚げ。
	10	・道東沖合マイカ好漁、本格的な水揚げは 20 年ぶり。
		・日ロ・カニ共同資源調査、水揚げ金額 1 億 5,000 万円。

年	月	主 要 事 項
平成 5	3	・日米ロ加 4 ヶ国による「北太平洋における遡河性魚類の系群の保存のための条約」正式発効。
	4	・根室海域ハナサキガニ資源維持増大対策連絡協議会、ハナサキガニの幼生「グローコテ」の中間育成に初の取り組み。
	7	・根室市「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づく計画作成指定地域となる。
	9	・ハナサキガニ漁、雌ガニの試験操業が認められる。(漁獲対象、甲幅 12cm 以上)
	10	・根室初の北太平洋の海洋科学に関する国際会議「西部亜寒帯循環に関する根室ワークショップ'93」が開催。
	12	・花咲港区に小樽検疫所花咲出張所が設置され、CIQ(税関・出入国管理・検疫)機能が強化される。
6	12	・ガットウルグアイラウンド(多角的貿易交渉)が最終合意され、水産物については関税を段階的に引き下げることとなるものの、IQ(輸入数量割当)制度は堅持。
	3	・「特定中小企業集積の活性化に関する臨時措置法」に基づく「根室地域集積活性化計画」、通産大臣の承認を得る。
	3	・ロシアのポキージン南クリル地区長、北方領土水域での民間協定による漁業協力を提案。
	5	・根室市水産研究所、東京理科大学との共同研究施設として開所。
	8	・歯舞諸島沖で操業中の根室漁船、ロシア警備艇に銃撃を受け 1 名負傷。
	10	・4 日、北海道東方沖地震(根室・震度 5、マグニチュード 8.1)発生、水産関係にも大きな被害。
7	11	・国際海洋法条約発効(日本は未批准)
	7	・「海の記念日」を平成 8 年より国民の祝日「海の日」と制定。
	9	・羅臼のスケソウ漁減船。
	11	・海洋法制度研究会発足。国連海洋法の推進にともなう漁業管理制度の有り方について検討を始める。
	11	・秋サケ史上最高の水揚げ(1,632 万尾)を記録。
	12	・ロシア政府が北方領土水域での操業問題に対して、貝殻島方式の導入を提案。
8	6	・三角水域での日ロ共同調査に関してロシアが「ロシア大陸棚法」を根拠に打ち切りを通告。
	8	・根室市の漁船 2 隻が、納沙布岬沖合でロシア警備艇より銃撃を受け、2 名が負傷。
	9	・根室水産研究所が開設。
9	1	・TAC(漁獲可能量)制度開始。
	6	・根室市の漁船 1 隻が、納沙布岬沖合でロシア警備艇より銃撃を受け、2 名が負傷。
	7	・ロシア国旗を揚げながら日本人が操業の主体を握る「偽装船」を防止する「科学調査船が生産したサケ・マス製品をロシアから日本へ輸出する問題についての相互協力に関する基本協定」に調印。
	7	・根室管内の水産関係機関及び団体が連携し、栽培漁業の総合的な推進を図り漁家経営の安定向上を期することを目的とした、根室管内栽培漁業推進協議会を設立。
	10	・水産庁が TAC(漁獲可能量)制度の対象にスルメイカを翌年 1 月より加える決定をする。
	12	・北方四島周辺水域における日本漁船の操業の枠組みに関する日ロ政府間交渉が妥結。
10	1	・道が北方四島水域における安全操業の推進を図るため、「北方四島水域操業推進本部」を設置。
	2	・北方四島周辺水域における日本漁船の操業の枠組みに関する日ロ政府間交渉がモスクワにて調印。
	5	・北方四島周辺水域における日本漁船の具体的操業内容に係る了解覚書がモスクワにて取り交わされ、操業に必要な日ロ間の手続きが終了。
	7	・「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法」(HACCP 手法支援法)が施行される。
	9	・国内水産研究者による平成 10 年度日本水産増殖学会道東地域研究集会が根室市にて開催される。
	10	・北方四島周辺水域における日本漁船の操業がスタートする。
11	4	・根室市内の水産加工業者からなる団体「根室水産協会」と「根室物産流通協会」が統合する。(統合後「根室水産協会」)
	7	・貝殻島サオマエコンブの値決め交渉において、史上最高の 10kg 当たり 21,800 円を記録。
	12	・根室市花咲港港湾区域内においてロシア貨物船が座礁する。
12	3	・根室市水産研究所との共用研究施設である東京理科大学総合研究所海洋生物研究施設が閉鎖された。
	6	・貝殻島周辺のコンブ漁で日本側が雑海藻駆除に対し、国・道・根室市が補助金を充てる方針を固めた。
	7	・根室の水産物の品質・衛生管理を向上することを目的に、水産関係団体運輸業界・商工会議所・市など 12 団体による、根室市水産 HACCP 推進協議会が設立された。
	10	・根室市を含む道内 12 市町が、国・道に対し、コンブ輸入割当制度(IQ)の堅持を求める陳情を行った。
	11	・根室市水産研究所が、根室の珍味として有名なオオノガイの稚貝の大量生産に成功し、66 万個を春国岱水域に放流した。
	12	・日ロ地先沖合漁業交渉において、ロシア 200 海里経済水域におけるマダラの漁獲割当量が約 8 割削減されることが決定し、これにより根室の底はえ縄漁業は壊滅的な打撃を受けることとなった。

年	月	主 要 事 項
平成 13	1	・全鮭連(全国鮭鱒流網漁業協同組合連合会)が操業船 53 隻のうち 19 隻の減船を決定。
	2	・根室市水産研究所が世界ではじめてタラバガニの完全養殖に成功。
	3	・漁獲割当量削減による根室経済の危機的状況を打破するため、市民 1,700 人が結集し、「日ロ地先沖合マダラ漁業危機突破根室市民総決起大会」(2/25)が開催された。
	6	・北海道中小企業庁は、マダラ関連産業に対する各種緊急金融支援対策を実施した。 ・根室市をはじめ道内 34 自治体が「コンブ輸入割当制度堅持北海道自治体協議会」(会長・根室市長)を設立した。 ・ロシアが、北方四島周辺における 韓国サンマ漁船操業を許可していた問題が表面化し、市・市議会・水産関係団体・商工会議所が、国及び道に対し、韓国船の操業中止を要請した。
14	1	・北方四島周辺水域におけるサンマ漁問題について、第三国等の漁船の操業を禁止することが確認された。
	4	・ロシア漁船による水産物密漁問題に対応し、水産庁は、「外国人漁業の規制に関する法律」の厳格適用を始め、ロシア政府発行の「貨物税関申告書」をもつロシア船のみに日本への寄港を認めるなど、規制強化に乗り出した。
	10	・道東沖サンマ漁の小型漁船の中に、違法改造により積載容量を増やしたものが確認されたことを受けて、道東の 20 トン未満サンマ漁船 130 隻は、10 月 26 日より自主休漁した。
15	1	・中型サケ・マス漁業団体としてロシアとの民間交渉の窓口を務めてきた全国鮭鱒流網漁業組合連合会(全鮭連)が解散した。
	4	・納沙布岬灯台下に、ロシア貨物船「RS-1978」(89 トン)が座礁する。
	5	・市内 15 団体等から構成される「根室市食品廃棄物等リサイクル推進協議会」(会長・根室市水産経済部長)が設立される。
	6	・ロシア 200 海里内サケ・マス流網漁で民間交渉が難航し、ロシア側の都合により、2 度に渡り中断するなど、前年より大幅に減少の中での出漁となる。このことから、14 団体で構成される「ロシア 200 海里内サケ・マス流網漁業根室市対策本部」を設置し、8 月に国や道に対し、要請活動を行う。 ・貝殻島周辺海域での貝殻島コンブ漁はロシア側の国内調整の遅れにより、出漁が 3 週間余り遅れる。また、貝殻島コンブ採取協定では 9 年連続で据え置かれていた採取料が 400 万円引き下げられ 1 億 2,000 万円となり、さらに、採取量を 5,000 トンとする制限が新たに設定される。
16	12	・魚種全般にわたり魚価が低迷する。特にホタテ、秋サケ、サンマにおいては魚価安の影響から、水揚げ金額が前年を大幅に下回る。
	2	・ハナサキガニの資源増大を目指す「第 1 回ハナサキ・プログラム・ワークショップ」が 2 月 28 日から 4 日間にわたり開催される。最終日には、根室市ハナサキ・プログラム推進委員会 会長 根室市長 藤原 弘とサフニロ第一副所長 S.N.タラシュクとの間で、今後の研究内容の確認や合意書の調印が交わされた。
	3	・根室市水産研究所が世界ではじめてハナサキガニの完全養殖に成功。
	4	・循環システム事業協同組合(代表理事・堀越公輔)が運営する水産系廃棄物処理施設「根室再生利用事業所」が花咲港に完成、稼働を開始する。
17	5	・市内 4 漁業協同組合青年部で構成される「根室市漁協青年部連絡協議会」(会長 歯舞漁業協同組合青年部長・腰 裕二)が設立される。
	6	・ロシア 200 海里内サケ・マス流網漁の民間交渉において、水域別・漁種別漁獲枠配分が導入される。
	9	・小泉首相が海上から北方領土を視察。現職首相による北方領土視察は 3 回目だが、海上からの視察は今回が初めてとなった。
	3	・北海道開発局が募集する「モデル地域マリンビジョン」に、第 3 種・第 4 種漁港を擁する落石地区・歯舞地区が応募、地域マリンビジョン計画を策定した。
18	9	・サンマ漁船「第 3 新生丸」が転覆し、乗組員 7 人が死亡する。
	11	・落石地区のマリンビジョン計画が、北海道開発局長よりモデル地域の指定を受ける。
	6	・落石漁港内(ウニ養殖場)においてナマコ育成試験の開始 ・「根室おさかな普及委員会」設立 (市、四漁協で組織し、産地ブランドの確立を目指して活動を開始)
	7	・根室産業クラスター創造研究会が根室湾地区(幌茂尻・温根沼・東梅)の漁村地域の振興を目指した新事業を開始
18	7	・根室市のかにかご漁船がロシア国境警備隊により銃撃され、乗組員 1 名が死亡
	8	(8 月 16 日「第 31 吉進丸」の銃撃事件を受け、根室市は「第 31 吉進丸銃撃・拿捕事件対策本部」を設置)

年	月	主 要 事 項
平成 18	10	・花咲水産物卸売市場(四号上屋)に滅菌冷却水を製造する海水処理プラントを設置(根室・落石漁協の共同事業)
	11	・低気圧災害により12億4千万円を超える漁業被害が発生
	12	・落石漁港で船揚場の造成(国直轄事業)、上架施設の附設(落石漁協)が完成 ・道漁連・根室管内8漁協が花咲港に国の燃油高騰緊急対策事業助成を受け、大型軽油タンク2基を設置
19	5	・根室漁協所属サケ・マス漁船ロシア海域にて転覆、乗組員全員救助される
	9	・根室漁協所属サンマ棒受網漁船落石岬沖で火災・沈没する乗組員全員救助
	10	・歯舞漁協所属サンマ棒受網漁船転覆・沈没する乗組員全員救助
	12	・歯舞地区マリンビジョン協議会 第3次モデル地域指定となる
20	2	・根室こんぶロール寿司開発普及専門部会発足。
	7	・「落石燃油タンク施設」の完成 (花咲油槽所と連携し、落石地区における燃油供給を担う施設として、国の燃油高騰緊急対策の支援を得て、落石漁業協同組合と北海道漁業協同組合連合会が共同で建設)
	8	・燃油高騰による漁業経営危機突破のための「根室管内漁業者緊急集会」が実施され水産業界の窮状を政府・国会、社会一般にアピール
	9	・花咲製氷冷凍工場の建設工事着手【平成21年4月稼働予定】
	10	・落石漁業協同組合が漁業を中心にした地域づくりの核となる活動拠点施設「エトピリ館」整備着手
	11	・根室管内の秋サケ定置網漁が不漁で1995年以降最少で推移 ・歯舞漁業協同組合が道内の組合として初めて観光事業に着手し、「北方領土を間近に望むクルージング」をフレーズに指導船を利用した遊覧観光を実施
21	4	・花咲製氷冷凍工場完成・供用開始
22	1	・漁業後継者・担い手育成懇談会開催
	6	・「根室港開港100周年記念式典・シンポジウム」開催
23	3	・東日本大震災(3.11):災害対策本部設置 ・根室漁業被害対策会議設立(3.29)
	4	・根室さんまロール寿司推進協議会設立。 ・東日本大震災の被害等支援に関する要請活動実施(4.18・4.19)
24	7	・サンマ流し網漁が魚体の小型化や漁場の遠方化により厳しい操業となり出漁を見送る漁業者が増える
25	3	・日ロサケ・マス漁業交渉で、漁獲可能量の上限が撤廃された。
	4	・8日に開始したロシア系サケ・マス日ロ政府間協議が難航し、19日に一時中断。 29日に開催された日ロ首脳会議で、安倍総理からプーチン大統領に対し入漁料の引き下げを要請。
	5	・16日に日ロサケ・マス交渉が再開され、23日に妥結した。 例年より1ヶ月以上遅れての交渉妥結となり、漁期が1週間延伸された。
26	4	・「ねむろ水産物普及推進協議会」設立 (市、漁協、関係機関及び団体で組織し、地域経済の活性化を目指して活動を開始)
	12	・低気圧被害により約3億円を超える漁業被害が発生。 ・ロシア連邦議会へロシア水域における流し網漁業を2016年1月から禁止する法案が国家院へ提出される。
27	6	・ロシア200海里サケ・マス流し網漁禁止問題にかかる対策を講じるため、「ロシア200海里内サケ・マス流し網漁業根室市対策本部」(平成15年設立)による本部員会議を開催。 ・10日～11日に「さけ・ます流し網漁業の長期的・安定的な継続を求める中央要望」を実施し、サケ・マス流し網漁業の長期的・安定的操業の継続、強力な漁業外交の推進について中央要請を行った。 ・11日、2015年の「日ロさけ・ます漁業交渉(ロシア200海里分)」が妥結。交渉の長期化により操業期間が約1ヶ月となり、中型船が出漁を断念。
	7	・1日、ロシア政府より「ロシア水域における流し網漁業禁止法案」が、6月29日プーチン大統領の署名により成立したことが発表された。これにより、平成28年1月以降ロシア連邦の200海里水域における流し網漁業が全面禁止されることとなった。 ・ロシア200海里内サケ・マス流し網漁禁止問題に対し、全庁的に対応するため「ロシア200海里内サケ・マス漁業庁内対策本部」を設置。 ・根室市議会が、「ロシア200海里水域内に関する水産経済対策特別委員会」を設置。
	12	・花咲港へのさんま水揚量は6年連続、水揚金額は18年連続日本一となり、水揚金額については平成元年以降過去最高となった。

年	月	主 要 事 項
平成 28	1	・ロシア連邦 200 海里水域でのさけ・ます流し網漁業が禁止された。 ・さけ・ます流し網漁禁止対策として、経営安定関連(セーフティネット2号)保証制度に係る地域指定を受ける。取扱期間 1/1(遡及適用)～12/31(その後、根室市対策本部の要望に基づき、6ヶ月の延長措置が取られる。)
	2	・さけ・ます流し網漁禁止対策として、「ホタテガイ垂下式養殖技術開発調査」を委託。調査期間: 2/15～29/3/31 ・さけ・ます流し網漁禁止対策として、「さけ・ます加工原料緊急対策事業」が実施される。公募期間 2/29～6/15(根室市より計 14 社の事業採択)
	3	・さけ・ます流し網漁禁止対策として、「ホタテ漁場造成事業」に着手。調査期間 3/28～6/30。調査結果を踏まえ漁場面積 4,600ha を確定させる。
	4	・関係省庁等に対し、「さけ・ます流し網漁業に関する要望」を根室市対策本部13名の要望団にて実施。
	5	・さけ・ます流し網漁業が禁止されたことに伴い、その代替漁業として、「公海さんま試験操業」(中型船)が太平洋沖合の公海域において実施された。国内流通への影響を考慮し、船上凍結及び洋上売魚により輸出向けに限定。漁期 5/1～7/31、操業隻数 13 隻(うち根室市 6 隻)
		・さけ・ます流し網漁業が禁止されたことに伴い、その代替漁業として、「サバ類・マイワシ試験操業」(小型船)が北海道太平洋地先沖合海域において実施された。漁期 5/1～7/31、操業隻数 19 隻(うち根室市 12 隻)
	7	・さけ・ます流し網漁業が禁止されたことに伴い、その代替漁法として、調査船1隻を用いた曳き網によるさけ・ます類の試験操業が 13 日～26 日の期間にロシア 200 海里水域内で実施された。
	10	・関係省庁等に対し、「サケ・マス流し網漁業対策に関する要望」を根室市対策本部9名と公海さんま出漁者協議会 11 名、計 20 名の要望団にて実施。 ・25 日～、沿岸漁業の目指すべき将来像と具体的な事業展開に関する調査研究を行うため、「沿岸漁業資源利活用研究事業」に着手。 ・「ねむろの未来を拓く漁業対策協議会」設立。
		(市、漁協、関係機関及び団体で組織し、将来にわたる持続可能な漁業を目指した各種取り組みを展開)
	12	・日露首脳会談において「北方四島における共同経済活動」に関する交渉を進めること等が、両首脳の間で合意される。 ・関係省庁等に対し、「ロシア 200 海里サケ・マス流し網漁業関連業界対策に関する要望」を根室市対策本部 8 名の要望団にて実施。 ・花咲港へのさんま水揚げ量は 7 年連続、水揚げ金額は 19 年連続日本一となった。
29	2	・根室市沿岸漁業資源利活用研究事業『提言書』が桑原総合コーディネーターより根室市長に手交される。
	3	・「根室市沿岸漁業資源利活用ビジョン」策定。
	5	・関係省庁等に対し、「さけ・ます流し網漁業対策に関する要望」を根室市対策本部13名の要望団にて実施。 ・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業が禁止に伴う代替漁業、「公海さんま試験操業」(中型船)が太平洋沖合の公海域において実施された。国内流通への影響を考慮し、船上凍結及び洋上売魚により輸出向けに限定。漁期 5/16～7/31、操業隻数 12 隻(うち根室市 10 隻)
	6	・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴う代替漁業、「サバ類・マイワシ試験操業」(小型船)が北海道太平洋地先沖合海域において実施された。漁期 5/1～7/31、操業隻数 19 隻(うち根室市 12 隻) ・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴い、その代替漁法として、調査船(漁船)1隻を用いた曳き網によるさけ・ます類の試験操業が 6 月 10 日～25 日の期間でロシア 200 海里水域内で実施された。 ・共同経済活動実現のため、日本側初の官民調査団による北方四島の調査を実施。
	9	・日ロ首脳会談において北方四島における共同経済活動に際し、優先的に取り組む事業候補として海産物の共同増養殖などの 5 項目で合意。
	10	・ねむろ水産物普及推進協議会(通称まるごと根室)実施事業「浜の母ちゃん直伝! 根室おさかな料理教室」が 10 年目を迎え、札幌市内で初の料理教室を開催した。
	12	・関係省庁等に対し、「ロシア 200 海里サケ・マス流し網漁業対策に関する要望」を対策本部 14 名の要望団にて実施。 ・主力魚種の著しい不漁の影響により、根室市における水産物の年間水揚げ量が 63 年振りに6万トンを超える、約 5 万 7 千トン台にとどまる結果となった。 ・全国のサンマの水揚げ量が前年対比 30%減の 77,169 トン、花咲港については前年対比 23%減の 27,237 トンと全国的に低水準を記録するも、花咲港へのサンマ水揚げ量は 8 年連続、水揚げ金額は 20 年連続日本一となった。
30	2	・全国さんま棒受網漁業共同組合が公海サンマを国内流通向けに花咲港に水揚げすると正式表明。
	3	・北洋サケ・マス対策の一環として、根室湾の新たに造成されたホタテ漁場に根室市内4漁協によるホタテ稚貝放流が行われた。
	4	・ロシア 200 海里内サケ・マス流し網漁業禁止対策として、市内4漁協と根室市でつくる「根室市ベニザケ養殖協議会」を設立。
	6	・根室産マイワシブランド「根室七星」が誕生。

年	月	主 要 事 項
平成 30	6	・関係省庁等に対し、「さけ・ます流し網漁業対策に関する要望」を根室市対策本部7名の要望団にて実施。 ・さけ・ます流し網漁業が禁止されたことに伴い、代替漁業として、「公海さんま試験操業」(中型船)が太平洋沖合の公海域において実施された。漁期:5/16～7/31、操業隻数:12隻(うち根室市10隻) ・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴う代替漁業、「サバ類・マイワシ試験操業」(小型船)が北海道太平洋地先沖合海域において実施された。漁期:5/1～7/31、操業隻数:19隻(うち根室市12隻) ・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴い、その代替漁法として、調査船(漁船)1隻を用いた曳き網によるさけ・ます類の試験操業が6月15日～7月15日の期間でロシア200海里水域内で実施された。
	9	・胆振中東部地震による北海道全域のブラックアウトが発生。種苗生産施設、水産加工業者等に影響を与えた。
31	3	・適切な資源管理と水産業の成長産業化を目的として、約70年ぶりに漁業法が改正された。 ・水産庁の水産政策審議会にて北太平洋サンマ漁の操業許可期間撤廃を決定し、通年操業が可能となった。
令和 元	5	・さんま漁の通年操業を可能にする省令改正に伴い、北太平洋公海でのさんま棒受け網漁の大型船が5月16日から操業を開始した。
	6	・公海さんま操業に伴う小型船支援対策として、道東沖での棒受網によるマイワシ試験操業を実施した。 漁期:6/1～7/20 操業隻数:10隻(うち根室市3隻) ・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴う代替漁業、「サバ類・マイワシ試験操業」(小型船)が道東沖において実施された。漁期:5/24～7/31、操業隻数:14隻(うち根室市8隻) ・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴い、その代替漁法として、調査船(漁船)1隻を用いた曳き網によるさけ・ます類の試験操業が6月1日～7月31日の期間でロシア200海里水域内にて実施された。
	7	・「根室市ベニザケ養殖協議会」によるベニザケの海面養殖試験を根室港にて開始した。
	11	・ロシア200海里内さけ・ます流し網漁禁止の影響緩和対策として、根室沖に造成された新漁場で行われていたほたて桁引き網漁の操業が11月26日より開始された。漁期:11/26～12/23、1/8～1/29
	12	・日口間の合意に基づく「安全操業」の枠組みでタコ空釣り漁を行っていた漁船5隻が、ロシア国境警備局に拿捕された。 ・12月7日妥結された「日口漁業委員会第36回会議」において、日本漁船がロシア200海里水域で操業する見返りとして1994年に導入されていた「協力金」が0円となった。(前年度協力金:7億円) ・全国のさんまの水揚量が前年対比34%減の40,517トン、花咲港については前年対比39%減の16,106トンと全国的に低水準を記録するも、花咲港へのさんま水揚量は10年連続、水揚金額は22年連続日本一となった。
2	1	・「根室市ベニザケ養殖協議会」による根室湾でのベニザケ養殖の実証実験の報告会を実施。 ・北方四島周辺ロシア200海里内においてマダラ漁を行っていた漁船1隻が、ロシア国境警備隊に拿捕された。
	2	・「根室市タラバガニ養殖協議会」設立。
	5	・さけ・ます流し網漁業禁止に伴う代替漁業、「サバ類・マイワシ試験操業」(小型船)が道東沖において実施された。漁期:5/1～7/31、操業隻数:15隻(うち根室市9隻)
	6	・さんま不漁対策として、10トン未満及び20トン未満のさんま漁船によるマイワシ試験操業が実施され、10t未満船の試験操業期間について、前年より2カ月近く延長されることとなった。 漁期:10t未満船:6/1～10/15、20t未満船:6/16～9/30 「根室市栽培漁業センター」の運用開始。 ・北太平洋公海でのサンマ漁について、ロシア側との価格交渉がまとまらず、洋上売魚が見送られたことから、操業を断念した。 ・根室漁協花咲貯氷・製氷第2工場が本格的な運用を開始。
	7	・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴い、その代替漁法として、調査船(漁船)1隻を用いた曳き網によるさけ・ます類の試験操業が、7月5日～7月21日の期間でロシア200海里水域内にて実施された。 (当初、操業期間を6月15日から7月20日と想定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、操業条件を決める交渉が長期化したため、操業開始が遅れたもの。)

年	月	主 要 事 項
令和 2	8	・さんま不漁対策として、令和2年度より新たに20t～50t未満のさんま漁船によるマイワシ試験操業が開始された。 漁期:8/1～9/20(当初8/31までであったが、サンマの深刻な不漁により延長したもの)
	9	・令和元年12月に開催された日ロ地先沖合漁業交渉において、マダラの漁獲割当量が大幅に削減されたことに伴い、根室市内の中型はえ縄漁船6隻が廃業した。
	11	・ロシア200海里内さけ・ます流し網漁禁止の影響緩和対策として、根室沖に造成された新漁場にて、ほたて桁引き網漁の操業が11月25日より開始された。 漁期:11/25～12/24、
3	1	・令和2年中の根室市全体の水揚量が、市制施行以来初めて5万トンを下回る結果に終わった。 ・全国のさんま水揚量が前年対比27%減の29,566トン、花咲港においても前年対比47%減の8,616トンと記録的不漁に見舞われたことにより、低水準に推移したものの、花咲港へのさんま水揚量は11年連続、水揚金額は23年連続日本一を達成した。 ・ロシア200海里内で操業する小型底はえ縄漁船14隻が、新型コロナウイルス感染症の影響により、ロシア側からの操業許可証と操業日誌の到着が遅れたため、1月から2月の操業を断念した。
	2	北太平洋漁業委員会第6回年次会合が令和3年2月23日から25日の日程で開催され、令和3～4年の2カ年の漁期において、サンマの総漁獲枠を令和2年の55万6,250トンから33万3,750トンと40%削減することに参加国8か国の間で合意された。
	5	・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴う代替漁業、「サバ類・マイワシ試験操業」(小型船)が道東沖において実施された。漁期:5/1～7/31、操業隻数:15隻(うち根室市9隻)
	6	・昨年に引き続き、さけ・ます流し網漁業禁止に伴い、その代替漁法として、調査船(漁船)1隻を用いた曳き網によるさけ・ます類の試験操業が、6月10日～7月5日の期間でロシア200海里水域内にて実施された。
	7	・道東沖の小型船によるサンマ流し網漁が7月8日に解禁されたものの、1隻の出漁にとどまり、知事許可制となった1997年以降で初めて漁獲がゼロで終漁となった。
	9	・えりも以東海域を中心とした太平洋沿岸で過去に例のない規模の赤潮が発生。歯舞・落石地区で合わせて約6,000個のウニが打ち上げられる漁業被害が発生した。
	10	・根室、釧路、十勝、日高管内の太平洋沿岸16自治体が道庁を訪れ、赤潮発生の原因究明と持続可能な漁業経営に向けた支援について緊急要望を行った。 ・鈴木直道北海道知事、根室市を含む太平洋沿岸4市町村、北海道漁連の川崎一好会長らが、農林水産省を訪れ、金子原二郎農林水産大臣らに対し、「北海道太平洋沿岸における漁業被害に関する緊急要請」を行い、甚大な赤潮被害への早期対応を訴えた。 ・根室管内での赤潮による被害が、根室・歯舞・落石の3漁協合わせて、ウニ約800トン、約23億円に上ったことを受け、根室振興局において、管内市長、漁協などとともに漁業被害対策協議会を発足させた。
	11	・根室市独自の支援策として、赤潮被害調査費用とウニ種苗生産にかかる経費の一部を補助する補正予算案が可決された。
	12	・道東を中心に太平洋沿岸の広い範囲で発生した赤潮について、道立総合研究機構水産研究本部が「12月15日までに収束した」との見方を示した。 ・赤潮被害対策の一環として、来年の放流に向け、根室市栽培漁業研究センターで稚ウニ70万粒の増産体制を整備する方針を12月定例会議において表明した。
	1	・全国のさんま水揚量が前年対比38%減の18,291トンとなり、過去最低を記録したものの、燃料費の高騰により、漁場から近い花咲港に水揚げが集中し、前年対比22%増となり、花咲港へのさんま水揚量は12年連続、水揚金額は24年連続日本一を達成した。
	2	・ロシアがウクライナへの侵攻を開始。日本政府はEUその他諸国と協調し、対ロ制裁を発動。
	4	・日本200海里水域の日ロさけ・ます漁業交渉の開始が遅れ、4月10日の解禁日を過ぎた4月22日に妥結となり、根室市内では小型船12隻の出漁が例年より約3週間遅れるなど影響を受けた。
	6	・貝殻島周辺水域におけるコンブ漁の操業条件を決める日ロ民間交渉の開始が遅れ、漁解禁日過ぎた6月3日に妥結。コンブ漁船220隻の初出漁が約3週間遅れるなど影響を受けた。

年	月	主 要 事 項
令和 4	6	・根室市と東海大学海洋学部との相互協力協定が 10 周年を迎えたことを記念し、「相互協力協定 10 周年記念事業」を実施。より幅広い分野での連携を図るため、「東海大学海洋学部」から「東海大学静岡キャンパス」へと協定内容を拡大した。 ・ロシア政府がサハリン州との協力事業に対する援助金の支払いがされていないことを理由に、北方四島周辺海域での日本漁船の安全操業に関する政府間協定の履行停止を発表。 ・水産庁がロシア 200 海里水域での曳き網によるさけ・ますの試験的な操業を見送ることを発表。
	9	・北方四島周辺海域での日本漁船の安全操業について、サハリン州との協力事業に対する援助金の支払いが完了し、ロシア政府が操業を認めた。
	12	・日ロ地先沖合漁業交渉が妥結。一方、北方四島周辺海域での日本漁船の安全操業については、日ロ政府間交渉が協議入りできないまま、1998 年の開始以降初めて決着が越年することとなった。
5	1	・ロシア政府が令和 5 年の北方四島周辺海域での日本漁船の安全操業に関する政府間協議に応じない方針を日本に伝達。 ・全国のさんま水揚量が前年対比 2%減の 17,910 トンとなり過去最低を記録したものの、花咲港のさんま水揚量は 13 年連続、水揚金額は 25 年連続日本一を達成した。
	4	・日本 200 海里内サケ・マス流し網漁が 4 月 10 日解禁となった。 前年は約 3 週間遅れの出漁となったが、令和 5 年は交渉が順調に進み例年通りの解禁となった。
	6	・貝殻島周辺水域におけるコンブ漁の操業条件を決める日ロ民間交渉が 4 月 21 日に妥結され 6 月 1 日からの出漁となった。
	8	- 前年は約 3 週間遅れの出漁となったが、令和 5 年は交渉が順調に進み例年通りの出漁となった。 ・関係閣僚会議にて、東京電力福島第一原発事故に伴う多核種除去設備等処理水（ALPS 処理水）の海洋放出を 8 月 24 日に開始する方針を決定した。 ・中国の税関総署が 8 月 24 日、「日本水産物の輸入全面停止に関する公告」（税関総署公告 2023 年第 103 号）原産地を日本とする水産物（食用水生動物を含む）の輸入を全面的に停止すると発表した。 輸入停止の理由は、東京電力福島第 1 原子力発電所の ALPS 処理水の海洋放出による食品への放射線汚染
	9	- リスクを防ぎ、中国の消費者の健康と輸入食品の安全を確保するためとしている。 ・道東沖サンマ棒受け網漁のロシア主張排他的経済水域内の操業が 9 月 15 日、2 年ぶりの解禁となった。
6	12	・日ロ地先沖合漁業交渉が 12 月 6 日妥結。 一方、北方四島周辺海域での日本漁船の安全操業については、日ロ政府間交渉が協議できず、前年と同様に決着が越年することとなった。
	1	・全国のさんま水揚量が前年対比 36%増の 24,433 トンと前年を上回り、花咲港のさんま水揚量は 12,944 トン（前年比 35%増）と全体の約 53%を占め 14 年連続、水揚金額は 26 年連続日本一を達成した。
	3	・日ロサケ・マス漁業交渉（日本 200 海里水域）が 3 月 14 日妥結。
	4	気候変動等の影響を考慮し、例年より 1 週間早い 4 月 3 日からの出漁となった。
	5	・貝殻島周辺水域におけるコンブ漁の操業条件を決める日ロ民間交渉が 5 月 17 日に妥結。
	6	・日ロサケ・マス漁業交渉（ロシア 200 海里水域）が 6 月 3 日、2 年ぶりの妥結となった。 ・貝殻島昆布操業が昆布の生育不良により約 2 週間遅れの 6 月 15 日の出漁となった。
	8	・8 月 10 日にさんま棒受網漁の出漁が大型・中型・小型とともに一斉解禁となった。
	9	・道東沖さんま棒受網漁のロシア主張排他的経済水域内の操業が 9 月 15 日に解禁となった。
	11	・今年度 2 回目の試みとなった、根室市の気候を利用したトラウトサーモン海面養殖実証試験において、前年度では生存率 2%と少なかったものの、今年度は目標の生存率 90%を超える 92%と成功し、合計 4.9 トンの水揚げとなり市場へと出荷された。 ・日ロ地先沖合漁業交渉が合意に至らず、継続協議となった。
	7	・根室市の水揚げ数量が 5 年ぶりに 5 万トンを超え、水揚げ高についても 200 億円を超える結果となった。 ・全国のさんま水揚げ量は、前年対比 58%増の 38,695 トンと前年を上回った。花咲港におけるさんま水揚げ量は 20,126 トン（前年対比 55%増）と令和に入り、初めて 2 万トンを超える水揚げとなり、全体の約 52%を占めたことで、水揚げ量 15 年連続、水揚げ金額は 27 年連続日本一を達成した。

年	月	主 要 事 項
令和 7	3	・日ロサケ・マス漁業交渉(日本 200 海里水域)3 月 13 日妥結。 ・日ロサケ・マス漁業交渉(ロシア 200 海里水域)3 月 14 日妥結。